

高浜原発4号機の蒸気発生器細管で深刻な損傷 「異物」が特定され原因究明されるまで、運転再開を認めないよう求める要請書

福井県知事 杉本達治様

要 請 事 項

1. 「異物」を実際に特定し、細管の損傷原因が明らかになるまでは、高浜原発4号の原子炉起動を認めないこと。
2. 現在稼働中の高浜原発3号、大飯原発3・4号の運転を停止し、「異物」調査と蒸気発生器細管の徹底検査を関電に求めること。
3. 損傷原因等について公開の場で説明させ、運転再開について県民の意見を求めること。
4. 高浜4号の運転再開については、30km圏内の周辺自治体の意見も尊重すること。

関西電力の八木元会長、岩根社長、そして原子力事業本部の幹部を含む20名が、3億2千万円もの金品を不正に受領し、それを隠ぺいし続けてきました。関電のコンプライアンスやガバナンスの欠如については社会的に大きな批判が起きています。12月13日には、全国から3,272名もの告発者で、関電の原発マネー不正還流について大阪地方検察庁に告発しました。

関電は、この事件発覚後も、高浜4号を通常通り12月中旬に運転再開すると表明していました。ところが、蒸気発生器(SG)の細管(伝熱管)5本で損傷が明らかになり、当初の予定は断念せざるを得なくなりました。しかし、損傷原因も究明されていないのに、今度は来年(2020年)2月頃に運転再開すると、勝手に表明しています。このような関電に対し、金品受領事件も踏まえて、関電の原発立地県として住民の安全を最優先にして、毅然とした姿勢で、高浜4号の細管損傷問題に対処するよう強く求めます。

定期検査中の高浜4号機では、3台ある蒸気発生器(SG)全てから、計5本の細管に損傷が見つかっています。関西電力の点検結果では、損傷(減肉)は、最大で、細管の肉厚約1.3mmの60%にも達し、細管はわずか0.5mmにまで薄くなっていました。肉厚0.5mmの細管の中を、高温高圧(321℃、157気圧)の冷却水が流れていたのです。細管が破断すれば、1991年の美浜2号機事故のように、冷却材喪失という深刻な事故に至ります。今回は、このような事故につながる可能性のある深刻な状況でした。ところが、減肉の原因は「異物」によるとしながら、それはまったく特定されていません。

蒸気発生器細管は、原子炉冷却材圧力バウンダリーを構成する重要度が最も高いクラス1の機器に指定されています。技術基準18条等では「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があってはならない」と定められており、今回の細管減肉はこの基準を満たしていません。

関電は、法令に基づき11月28日に規制委員会に報告書を提出しました。これについて、12月6日の「第9回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合」で公開の議論が行われました。6日の会合では、以下に述べるように、規制委・規制庁は、関電の損傷原因と対策を認めず、継続して検討するよう求め、今後「公開会合」で評価を行うことになりました。関電は運転再開を最優先にして、損傷細管に施栓する工事認可申請を先に認めてほしいと要求しましたが、規制庁は原因究明はなされていないとの立場で、細管損傷の原因と対策が確定するまで施栓工事は認可しないと、関電の要請を拒否しました。

昨年、高浜3号でも同様の配管減肉が起りましたが、関電は「異物は発見できなかった」として原因究明を放棄し、運転を再開してしまいました。このようなことが繰り返されてはなりません。

細管の損傷原因である「異物」を実際に特定し、損傷原因が明らかになるまでは、高浜原発4号の運転再開は認められないと表明してください。さらに、県民に対して、損傷原因等について公開の場で説明させ、運転再開について県民の意見を求めてください。同時に、周辺自治体である京都府や滋賀県は、立地並みの事前了解の権限を含む安全協定を求めており、福井県議会でも同様の意見が出ています。そのため、30km圏内の自治体の意見も尊重することを強く要請します。

◆12月6日の規制委・規制庁の公開会合で出されたいくつかの議論と確認点

- (1) 関電の11月28日付の報告書は認めず、継続して検討するよう関電に求めた。
- (2) 規制庁で詳細な検討を行い、改めて公開会合で評価する。必要に応じて、評価を出す前に再度公開会合を開くこともある。
- (3) 関電の「異物」調査について
 - ・5本の細管減肉は、第3管支持板より下で見つかっている。そのため関電は、「異物」調査は第3管支持板より上しか行っていない。第3管支持板より上を調査しないのはなぜか。
 - ・「異物」が下の方にとどまるのは確率的な問題と関電も認める。
 - ・「異物」による傷は、どうして今までなくて、今回高浜3号に続いて4号で起こったのか。その背景について考えたか。
 - ・原因が分かっていないのに対策を立てることに妥当性はあるのか。
 - ・高浜1・2号の工事作業から、「異物」が3・4号に持ち込まれたということはないのか。
 - ・高浜3号の次回定検（2020年1月上旬と予想）で、同様の損傷は見つからないのか。高浜3号でどうなるか関心がある。3号の（細管点検）結果次第かも。
- (4) 5本の損傷細管に施栓する工事認可は、損傷の原因と対策が確定するまで認めない。

◆調査でさらに考慮すべき点

(1) 関電は、水流によって「異物」は上には移動しないと述べていますが、2007年に美浜3号では、「異物」が第3管支持板の上で見つかっています。この事実を考慮すれば、「異物」調査は第3管支持板より上の領域でも実施されるべきです。

(2007年6月14日関電プレス <https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2007/0614-3j.html>)

(2) 「異物」は復水器を含めて下流側に流れている可能性も否定できません。復水器を含めて「異物」調査を徹底して行うべきです。

(避難計画を案ずる関西連絡会は、12月4日に別紙の要請書を規制委員会に送っています。)

2019年12月19日

原子力発電に反対する福井県民会議 福井市日之出3丁目9-3京福日之出ビル2階 TEL:0776-25-7784

ふるさとを守る高浜・おおいの会 大飯郡高浜町小和田29-17 東山方 TEL:0770-72-3705

避難計画を案ずる関西連絡会（この件の連絡先）

グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町22-75-103 TEL:075-701-7223

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580